

令和8年7月24日

静岡県知事 鈴木 康友 様

静岡県砂利工業組合
理事長 山 本 雅 也



静岡県砕石業協同組合
理事長 川 村 靖



軽油引取税の課税免除措置の継続を求める要望書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴職におかれましては、日頃から、砂利及び砕石の関係事業に対し格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、砂利及び砕石等の掘採事業場で使用する軽油については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの時限措置として、軽油引取税の課税免除措置を受けております。

砂利や砕石は、道路、建築物などあらゆる社会インフラ整備に不可欠な建設資材であり、また、集中豪雨や地震等の災害発生時には、緊急復旧対応に向けた迅速な提供を求められるなど、安心安全な社会経済基盤の維持に貢献しております。

しかしながら近年、公共事業予算の縮減傾向が続き、骨材の需要が大幅に減少する一方、中東やウクライナの紛争など不安定な社会経済情勢は、燃料や原材料を始めあらゆる物価の高騰を招いております。

砂利及び砕石の事業者は、出荷量減少による収入減と、物価高騰による運営コストの大幅上昇という二重の苦難に直面し、非常に厳しい経営環境にあります。

もとより、あらゆる経営努力を講じ事業継続に努めておりますが、万一、軽油引取税課税免除措置が廃止されれば、大きな負担増が経営を圧迫し、社会インフラ整備に必要な砂利や砕石等の建設資材の安定供給に支障が生じるなどの甚大な影響が懸念されます。

貴職におかれましては、砂利及び砕石の事業者の実情を是非、御理解され、軽油引取税の課税免除措置の期間延長あるいは本制度の恒久化をお認めいただきますよう、国（総務省）への働きかけにお力添えいただきたく、お願い申し上げます。

令和8年7月24日

静岡県中小企業団体中央会
会長 山崎 亨 様

静岡県砂利工業組合
理事長 山本 雅也



静岡県砕石業協同組合
理事長 川村 靖



軽油引取税の課税免除措置の継続を求める要望書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴職におかれましては、日頃から、砂利及び砕石の関係事業に対し格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、砂利及び砕石等の掘採事業場で使用する軽油については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの時限措置として、軽油引取税の課税免除措置を受けております。

砂利や砕石は、道路、建築物などあらゆる社会インフラ整備に不可欠な建設資材であり、また、集中豪雨や地震等の災害発生時には、緊急復旧対応に向けた迅速な提供を求められるなど、安心安全な社会経済基盤の維持に貢献しております。

しかしながら近年、公共事業予算の縮減傾向が続き、骨材の需要が大幅に減少する一方、中東やウクライナの紛争など不安定な社会経済情勢は、燃料や原材料を始めあらゆる物価の高騰を招いております。

砂利及び砕石の事業者は、出荷量減少による収入減と、物価高騰による運営コストの大幅上昇という二重の苦難に直面し、非常に厳しい経営環境にあります。

もとより、あらゆる経営努力を講じ事業継続に努めておりますが、万一、軽油引取税課税免除措置が廃止されれば、大きな負担増が経営を圧迫し、社会インフラ整備に必要な砂利や砕石等の建設資材の安定供給に支障が生じるなどの甚大な影響が懸念されます。

貴職におかれましては、砂利及び砕石の事業者の実情を是非、御理解され、軽油引取税の課税免除措置の期間延長あるいは本制度の恒久化をお認めいただきますよう、国（総務省）への働きかけにお力添えいただきたく、お願い申し上げます。

令和8年7月24日

一般社団法人静岡県建設産業団体連合会
会長 市川 照 様

静岡県砂利工業組合
理事長 山 本 雅 也



静岡県砕石業協同組合
理事長 川 村 靖



軽油引取税の課税免除措置の継続を求める要望書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴職におかれましては、日頃から、砂利及び砕石の関係事業に対し格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、砂利及び砕石等の掘採事業場で使用する軽油については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの時限措置として、軽油引取税の課税免除措置を受けております。

砂利や砕石は、道路、建築物などあらゆる社会インフラ整備に不可欠な建設資材であり、また、集中豪雨や地震等の災害発生時には、緊急復旧対応に向けた迅速な提供を求められるなど、安心安全な社会経済基盤の維持に貢献しております。

しかしながら近年、公共事業予算の縮減傾向が続き、骨材の需要が大幅に減少する一方、中東やウクライナの紛争など不安定な社会経済情勢は、燃料や原材料を始めあらゆる物価の高騰を招いております。

砂利及び砕石の事業者は、出荷量減少による収入減と、物価高騰による運営コストの大幅上昇という二重の苦難に直面し、非常に厳しい経営環境にあります。

もとより、あらゆる経営努力を講じ事業継続に努めておりますが、万一、軽油引取税課税免除措置が廃止されれば、大きな負担増が経営を圧迫し、社会インフラ整備に必要な砂利や砕石等の建設資材の安定供給に支障が生じるなどの甚大な影響が懸念されます。

貴職におかれましては、砂利及び砕石の事業者の実情を是非、御理解され、軽油引取税の課税免除措置の期間延長あるいは本制度の恒久化をお認めいただきますよう、国（総務省）への働きかけにお力添えいただきたく、お願い申し上げます。

令和8年7月24日

参議院議員 牧 野 た か お 様
(静岡県砕石業協同組合 名誉顧問)

静岡県砂利工業組合
理事長 山 本 雅 也

静岡県砕石業協同組合
理事長 川 村 靖



軽油引取税の課税免除措置の継続を求める要望書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴職におかれましては、日頃から、砂利及び碎石の関係事業に対し格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、砂利及び碎石等の掘採事業場で使用する軽油については、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの時限措置として、軽油引取税の課税免除措置を受けております。

砂利や碎石は、道路、建築物などあらゆる社会インフラ整備に不可欠な建設資材であり、また、集中豪雨や地震等の災害発生時には、緊急復旧対応に向けた迅速な提供を求められるなど、安心安全な社会経済基盤の維持に貢献しております。

しかしながら近年、公共事業予算の縮減傾向が続き、骨材の需要が大幅に減少する一方、中東やウクライナの紛争など不安定な社会経済情勢は、燃料や原材料を始めあらゆる物価の高騰を招いております。

砂利及び碎石の事業者は、出荷量減少による収入減と、物価高騰による運営コストの大幅上昇という二重の苦難に直面し、非常に厳しい経営環境にあります。

もとより、あらゆる経営努力を講じ事業継続に努めておりますが、万一、軽油引取税課税免除措置が廃止されれば、大きな負担増が経営を圧迫し、社会インフラ整備に必要な砂利や碎石等の建設資材の安定供給に支障が生じるなどの甚大な影響が懸念されます。

貴職におかれましては、砂利及び碎石の事業者の実情を是非、御理解され、軽油引取税の課税免除措置の期間延長あるいは本制度の恒久化をお認めいただきますよう、国（総務省）への働きかけにお力添えいただきたく、お願い申し上げます。